

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 政令第九十三号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「百二十万六千円」を「百二十万四千八百円」に改め、同項第二号中「九十六万六千円」を「九十六万四千八百円」に改め、同条第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六千円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百八十五万九千二百円」を「三百八十五万四千四百円」に改め、同項第二号中「三百八十七千六百円」を「三百八万四千円」に改め、同条第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六千円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十八万円」を「三百三十七万円」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による障害児養育年金及び障害年金の額（介護加算額を含む）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 晋三